

1. 平成7年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策

付録1は、平成7年5月に刊行
されたものです。

第3節	大気保全対策	325	第3節	大気保全対策	325
1.	大気保全対策の推進	325	1.	大気保全対策の推進	325
2.	悪臭防止対策の推進	325	2.	悪臭防止対策の推進	325
3.	監視測定体制の整備	325	3.	監視測定体制の整備	325
4.	大気汚染現況調査等の実施	325	4.	大気汚染現況調査等の実施	325
第4節	水質保全対策	325	第4節	水質保全対策	325
1.	河川の水質保全対策	325	1.	河川の水質保全対策	325
2.	大阪湾の水質保全対策	326	2.	大阪湾の水質保全対策	326
3.	監視測定体制の整備	326	3.	監視測定体制の整備	326
4.	水環境の創造に係る施策の推進	327	4.	水環境の創造に係る施策の推進	327
第5節	地盤環境保全対策	327	第5節	地盤環境保全対策	327
1.	地盤沈下防止対策の推進	327	1.	地盤沈下防止対策の推進	327
2.	地下水汚染防止対策の推進	327	2.	地下水汚染防止対策の推進	327
3.	土壌汚染防止対策の推進	327	3.	土壌汚染防止対策の推進	327
第6節	騒音・振動・航空機公害対策	327	第6節	騒音・振動・航空機公害対策	327
1.	騒音・振動防止対策の推進	327	1.	騒音・振動防止対策の推進	327
2.	大阪国際空港における航空機公害対策の推進	328	2.	大阪国際空港における航空機公害対策の推進	328
第7節	公害防止に係る助成と管理者制度	328	第7節	公害防止に係る助成と管理者制度	328
1.	工場の適正配置及び集団化の促進	328	1.	工場の適正配置及び集団化の促進	328
2.	中小企業者に対する公害防止資金の融資	328	2.	中小企業者に対する公害防止資金の融資	328
3.	公害防止技術の相談・指導	328	3.	公害防止技術の相談・指導	328
4.	特定工場における公害防止組織の整備	328	4.	特定工場における公害防止組織の整備	328
5.	市町村の公害防止行政に対する助成	328	5.	市町村の公害防止行政に対する助成	328
第8節	公害に係る被害の救済等	329	第8節	公害に係る被害の救済等	329
1.	公害に係る健康被害予防事業等の実施	329	1.	公害に係る健康被害予防事業等の実施	329
2.	公害等の苦情及び紛争の処理	329	2.	公害等の苦情及び紛争の処理	329
3.	公害関係事犯取替りの実施	329	3.	公害関係事犯取替りの実施	329
第9節	環境保健対策	329	第9節	環境保健対策	329
1.	健康被害に関する調査研究の実施	329	1.	健康被害に関する調査研究の実施	329
2.	食品等の安全確保対策の推進	329	2.	食品等の安全確保対策の推進	329
3.	保健所における公害関連業務の実施	329	3.	保健所における公害関連業務の実施	329
第3章	自然環境の保全及び創造に関する施策	330	第3章	自然環境の保全及び創造に関する施策	330
第1節	森林環境の保全	330	第1節	森林環境の保全	330
第2節	貴重な自然の保全	330	第2節	貴重な自然の保全	330
第3節	身近な自然環境の保全と活用	330	第3節	身近な自然環境の保全と活用	330
第4節	自然とのふれあいの場の確保	330	第4節	自然とのふれあいの場の確保	330
第1章	基本的施策	321	第1章	基本的施策	321
第1節	環境行政の総合的・計画的推進	321	第1節	環境行政の総合的・計画的推進	321
1.	環境基本条例の施行推進	321	1.	環境基本条例の施行推進	321
2.	環境総合計画の策定の推進	321	2.	環境総合計画の策定の推進	321
3.	公害防止計画の推進	321	3.	公害防止計画の推進	321
第2節	環境影響評価	321	第2節	環境影響評価	321
1.	環境影響評価の推進	321	1.	環境影響評価の推進	321
2.	関西国際空港環境監視機構による環境監視	321	2.	関西国際空港環境監視機構による環境監視	321
第3節	環境教育・啓発の推進	321	第3節	環境教育・啓発の推進	321
1.	環境教育・啓発の推進	321	1.	環境教育・啓発の推進	321
2.	環境月間における啓発の実施	322	2.	環境月間における啓発の実施	322
第4節	環境保全活動の支援	322	第4節	環境保全活動の支援	322
第5節	環境情報の提供等	322	第5節	環境情報の提供等	322
1.	環境情報の提供	322	1.	環境情報の提供	322
2.	環境モニタリングシステムの整備	322	2.	環境モニタリングシステムの整備	322
3.	環境情報システムの整備	322	3.	環境情報システムの整備	322
第6節	環境保全に関する調査研究等の実施	322	第6節	環境保全に関する調査研究等の実施	322
1.	公害監視センターの業務運営	322	1.	公害監視センターの業務運営	322
2.	各試験研究機関における調査研究の実施	322	2.	各試験研究機関における調査研究の実施	322
3.	環境科学総合センター（仮称）整備計画の推進	322	3.	環境科学総合センター（仮称）整備計画の推進	322
第2章	生活環境の保全等に関する施策	323	第2章	生活環境の保全等に関する施策	323
第1節	自動車公害防止対策	323	第1節	自動車公害防止対策	323
1.	自動車排出ガス対策の推進	323	1.	自動車排出ガス対策の推進	323
2.	自動車騒音・振動対策の推進	323	2.	自動車騒音・振動対策の推進	323
第2節	廃棄物対策	324	第2節	廃棄物対策	324
1.	産業廃棄物処理対策の推進	324	1.	産業廃棄物処理対策の推進	324
2.	一般廃棄物処理対策の推進	324	2.	一般廃棄物処理対策の推進	324
3.	ごみの減量化・リサイクルの推進	324	3.	ごみの減量化・リサイクルの推進	324
4.	最終処分場等の処理施設の確保	324	4.	最終処分場等の処理施設の確保	324

第5節 緑の創出 331
第6節 水辺環境の保全と活用 331
1. 河川環境の整備 331
2. 農業用水路の整備 331
3. たぬ池環境の整備 331
4. 海辺環境の整備 332

第4章 都市環境の保全及び創造に関する施策 332
第1節 魅力ある空間、施設等の整備 332
1. 公園の整備 332
2. 道路・街路の緑化 332
3. 施設・空間の緑化 332
4. 河川空間の整備 333
第2節 景観の保全と向上 333
1. 府民参加による都市景観づくり 333
2. 都市景観の向上 333
3. 魅力ある市街地の形成 333
第3節 歴史的文化的環境の形成 333
1. 文化財の保護 333
2. 歴史的文化的環境の保全と活用 334

第5章 地球環境の保全に資する施策 335
第1節 地球環境問題への取組 335
1. 地球環境保全行動指針の策定・普及 335
2. 地球温暖化防止対策の推進 335
3. オゾン層保護対策の推進 335
4. 酸性雨対策の推進 335
5. 環境共生建築技術の推進 335
第2節 開発途上国等に対する環境協力の推進 335
1. UNEP国際環境技術センターに対する支援・連携 335
2. 国際環境技術協力の推進 336
第3節 地球環境に関する調査研究の推進 336
1. 地球環境問題研究調整会議の運営 336
2. (財)地球環境産業技術研究機構への参画 336
3. 地球環境関西フォーラムへの参画 336
4. 国際エレクトロニクスセンターへの参画 336

第1章 基本的施策

第2節 環境影響評価

1. 環境影響評価の推進

- 環境汚染の未然防止を図り、良好な環境を確保するため、「大阪府環境影響評価要綱」（昭和59年2月制定）に基づき、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業については事業者が実施する環境影響評価に関し、関係住民や関係市町村長あるいは学識経験者等の意見を聴きつつ、豊かな環境の保全及び創造を図る見地から事業者に対して必要な指導・助言を行う。
- 環境影響評価の実施に必要な府域の環境関連情報を体系的に整備し、提供に努めるとともに、審査に必要なデータの収集、解析・予測方法等の技術的事項に関する調査・検討を進める。
- 環境影響評価制度について、専門家等の意見を踏まえて手続面、制度面等の検討を進める。
- 2. 関西国際空港環境監視機構による環境監視
 - 関西国際空港の運用及びその関連事業の実施に伴い、環境面で地域住民の生活に支障が及ぶおそれのないよう、知事と泉州9市4町の長により構成する「関西国際空港環境監視機構」において、事業者等が実施する環境監視のデータ等を取集、検討し、必要に応じて対策を要請・勧告する。
 - 南大阪湾岸整備事業について、引き続き工事に係る環境監視を行う。

第3節 環境教育・啓発の推進

1. 環境教育・啓発の推進

- 府民の環境に対する理解と認識を深め、自発的な取組を促進するため、地域における環境保全リーダーを育成する「環境ゼミナール」の開催、青少年指導者向け環境学習マニュアルの作成、水質保全啓発推進事業や大気環境啓発プログラム市町村支援事業等の多様な環境教育施策を実施する。
- 「大阪府省資源運動推進会議」及び「大阪府新生活運動連合協議会」と連携し、省資源・省エネルギーについて消費者の意識啓発に努める。
- 消費者問題や物価、省資源・省エネルギーなど暮らしに関する様々な課題に対して、消費者が必要な情報を収集・選択し、主体的に行動できるよう

人のこころがかがよいあう豊かな環境の保全と創造に向けて、平成6年3月に制定した「大阪府環境基本条例」等に基づき、環境行政の総合的・計画的な推進を図るとともに、環境総合計画の策定、環境影響評価や環境教育・啓発の推進、環境保全活動の支援等に努めるなど、市町村、府民、事業者等と協働して豊かな環境の保全と創造に関する施策を積極的に推進する。

第1節 環境行政の総合的・計画的推進

1. 環境基本条例の施行推進

- 豊かな環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するため、市町村、事業者、府民及び民間団体等の参加を得て設置した「豊かな環境づくり大阪府民会議」を運営し、地球環境保全行動の促進など積極的な活動を展開する。
- 府の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図る「大阪府環境行政推進会議」を運営する。
- 事業者の組織する団体と連携し、事業者が、事業活動に伴う環境への負荷の低減等を自ら図るよう、「環境総括責任者」の設置を促進する。また、庁内環境総括責任者（平成7年3月設置）のもとで、府の事業について環境への配慮の浸透を図る。
- 2. 環境総合計画の策定の推進
 - 豊かな環境の保全及び創造に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、「大阪府新環境総合計画（NEW STEP 21）」（平成3年9月策定）を見直し、新たな環境総合計画の策定を推進する。
- 3. 公害防止計画の推進
 - 「環境基本法」第17条の規定による「大阪地域公害防止計画」（目標年次：平成8年度）に基づき、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の適用を受ける事業を中心とした各種の公害対策事業及び公害関連事業の円滑な推進を図る。

「美しい暮らし展」を開催し、展示やイベントを通じて消費者の意識啓発を図る。

2. 環境月間における啓発の実施

- 広く府民の環境保全意識の高揚を図るため、6月の環境月間において、啓発行事を重点的に実施する。

第4節 環境保全活動の支援

- 環境保全活動の充実を図るため、平成元年度に設置した「大阪府環境保全基金」（平成7年3月現在、約1.7億円）の果実を活用して、環境教育の推進、地域環境保全活動の支援など環境保全に係る各種事業の充実に努める。

第5節 環境情報の提供等

1. 環境情報の提供

- 大阪府環境情報コーナー（昭和59年設置）において、環境に関する情報の公開、提供や環境啓発用ビデオ、図書、パネルの貸し出しを行い、環境全般に関する相談等を行うとともに、情報提供機能の充実を図る。
- 中小企業が省エネルギー、再生資源の利用、特定フロン等の全廃に対応できるよう、（財）大阪中小企業情報センターにおいて情報提供事業を実施する。
- 環境情報表示盤（淀屋橋）の活用を行うほか、「環境白書」等の刊行物を発行するなど、各種啓発資料の作成・配付に努める。

2. 環境モニタリングシステムの整備

- 大気、水質、騒音等の常時監視測定網の充実に努めるとともに、快速性等も視野に入れた総合的環境の把握手法について調査・検討を進める。また、環境の状況を広域的・即時的に把握できる地球観測用人工衛星等によるリモートセンシングデータを用い、環境影響評価の実施及び快適環境の創造等の施策推進に際して情報支援を行うシステムの開発に努める。

3. 環境情報システムの整備

- 地域環境に関する諸情報を体系的に蓄積整備する環境情報データベースや環境の現況解析・将来予測等を行う解析・予測手法の充実に努め、環境情報システムの整備を図る。

第6節 環境保全に関する試験研究等の実施

1. 公害監視センターの業務運営

- 公害監視センターにおいて、大気汚染常時監視システムや水質テレメータ監視システムの整備、充実に努めるとともに、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動に関する環境試料の検査・分析のほか、環境汚染に関する調査・研究、環境情報の収集・管理、市町村職員や関係道庁に対する技術研修等を行う。

2. 各試験研究機関における調査研究の実施

- 産業技術総合研究所において、低NOx化、産業廃棄物の有効利用など環境保全技術の開発等の調査研究を行う。
- 農林技術センター、水産試験場、淡水魚試験場において、農林・水産及び畜産関係の環境対策として、有害物質による農産物への影響や残留農薬、漁場環境等に関する調査研究を行う。
- 公衆衛生研究所において、環境汚染による健康被害、生態影響等に関する調査研究を行う。
- 府立大学において、地域的規模から地域的規模に至るまでの環境問題発生 の 解明と制御、環境に優しい物質創成・技術開発等に関する教育研究を行う。

3. 環境科学総合センター（仮称）整備計画の推進

- 設立後25年以上を経過した公害監視センターの機能を見直し、環境基本条例の理念に沿って、快適な地域環境の保全と創造、地球環境の保全といった今日の広範な環境問題の解決に貢献するための拠点となる「環境科学総合センター（仮称）」の整備計画を推進する。

第2章 生活環境の保全等に関する施策

- 毎月20日のノーマイカーデーの効果を把握するため、主要幹線道路における都心部への流入交通量調査を実施する。

また、違法駐車を概ね解消することを目標に、駐車場整備マスタープランの施策展開を図る。

- 都市における交通公害等の各種障害に対処するため、都市総合交通規制を推進し、交通流の整序・円滑化、自動車交通総量の抑制を図る。
- 交通管制システムの高度化、地域制御エリアの拡大、信号機の系統化により、自動車の走行状態の改善を図る。
- 二酸化窒素濃度の高い交差点等の局地汚染対策として実施可能な対策手法を検討するとともに、道路沿道の大気直接浄化手法の実証調査のため「土壌を用いた大気浄化システムの実用性に関する調査」を実施する。
- 府民・事業者に対し、「大阪自動車公害対策推進会議」等を活用し低公害車の導入や自動車使用の合理化等の啓発及び要請活動を推進する。
また、「環境にやさしいエネルギー利用のあり方」をテーマとした「エコ・エナジーOSAKA'95」を開催し、高校生等によるソーラーカーレースや低公害車の展示等の啓発イベントを行う。

2. 自動車騒音・振動対策の推進

- 幹線道路については、交通の円滑化を図るため、秩序正しい車線走行や適正速度走行の定着化のための交通規制を実施するとともに、各種交通安全施設の整備を図る。
また、生活道路については、安全で静穏な居住環境を確保するため、一方通行を基軸とした各種交通規制を総合的に組み合わせた生活ゾーン規制の一層の充実強化を図る。
- 騒音・振動に影響が認められる車面の整備不良や過積載等について指導取締りを強化する。
- 自動車騒音・振動による障害を防止するため、道路管理者が行う防音壁の設置等、道路構造対策の促進を図る。
- 自動車騒音の許容限度の強化が早期に実施されるよう国に要望するとともに、市町村や関係機関が行う自動車騒音・振動対策の円滑な実施を図るため、連絡調整に努める。

府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現に資するため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月制定）等に基づき、公害の防止に関する規制及び生活環境の保全等に関する諸施策を推進する。

第1節 自動車公害防止対策

自動車の使用に伴う公害を防止するため、公害の発生がより少ない自動車への転換の促進、自動車使用の合理化の促進、道路環境の改善等の諸施策を総合的に推進するとともに、必要な体制の整備に努める。

1. 自動車排出ガス対策の推進

「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき策定した「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」（平成5年11月承認）を推進するため、次の施策を実施する。

- 総量削減計画に基づく諸施策を適切に推進するため、関係機関で構成する「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会」及び府民・事業者の代表や学識経験者で構成する「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画進行管理検討委員会」を運営し、計画の進行管理等を行う。
また、府域における自動車の交通量及び窒素酸化物排出量の算定調査を行う。
- 低公害車の普及促進を図るため、府公用車への計画的導入や市町村への導入を促進するとともに、「大阪低公害自動車コミュニケーションシステム事業」の推進、中小企業に対する融資制度の運用、（社）大阪府トラック協会が行う低公害車導入促進事業への助成、民間路線バス事業者への助成等により民間への導入促進に努める。
また、実用的な低公害車の開発等を国及び自動車メーカーに働きかける。
- 事業者による自動車使用の合理化等を推進するため、自動車を大量に使用している団体で構成する「大阪府自動車排出ガス対策懇話会」を運営する。

第2節 廃棄物対策

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業者等に対する規制、指導の徹底を図るとともに、廃棄物処理における公共関与のあり方や廃棄物の減量や適正な処理を促進するための行動指針等を検討するなど、廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理等の対策を推進する。

1. 産業廃棄物処理対策の推進

- 産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、排出事業者及び処理業者への指導、監督を行う。
- 産業廃棄物を多量に排出する事業者や建設業者に対して、要綱に基づき減量化、適正処理を重点的に指導するとともに、関係業界団体等と連絡会を開催し、情報交換や連携の強化に努める。また、山間部等へのパトロールを実施するなど、不法投棄防止対策の充実を図る。
- 特別管理産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者に対する指導方策の制度化を図る。
- 特別管理産業廃棄物であるPCB廃棄物の適正な保管を確保するため、学識経験者等による委員会を設け、保管指針の策定及び保管体制の整備について、調査・検討する。
- ウェイストデータバンクを活用し、廃棄物の減量化、適正処理を推進するとともに、近畿の各行政機関と連携した広域情報管理システムの整備・運用に参画する。
- 産業廃棄物処理施設の整備の促進や優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るため設立された(財)産業廃棄物処理事業振興財団に対して、国、他の都道府県等とともに債務保証基金等への拠出を行い、適正処理の確保に資する。

2. 一般廃棄物処理対策の推進

- 市町村が行う一般廃棄物の適正な処理を促進するため、廃棄物処理施設の整備等に対して技術的、財政的援助を行うとともに、処理施設の維持管理について指導を行う。また、市町村の「一般廃棄物処理計画」の策定に対して必要な技術的援助を行う。

3. ごみの減量化・リサイクルの推進

- 府、市町村、事業者、住民及び学識経験者で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において廃棄物の減量化・リサイクルのための各種啓発、調査研究事業を推進する。具体的には「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の普及及びその実践行動の推進並びに「エコショップ（ごみ減量化・リサイクル推進宣言店）」制度の普及推進、「リサイクルフェア'95大阪」の開催等の事業を実施する。
- 不用になつた家電製品の再生利用可能なものを回収し、シルバー人材による補修を行い、府内の留學生に無償提供する「廃家電リサイクル事業」を(財)千里リサイクルプラザに委託し実施する。
- 再生资源の回収ルートを確保するため、府・市町村で協議会を設置し、再生资源業者に対する研修や事業者・府民に対するリサイクル製品の普及啓発事業を実施する。
- また、中小企業者の再生资源の利用に関する事業活動を促進するための必要な情報の提供に努めるとともに、「エネルギー等の使用の合理化及び再生资源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」の活用促進を図る。
- 「大阪府流域下水道資源リサイクル計画(ミラクルプラン)」(平成5年2月策定)に基づき、府内の流域下水道処理場から発生する汚泥や処理水などを有用な資源として再利用を図る。
- 「大阪府建設発生土対策基本計画」(平成7年3月策定)に基づき、府の工事から発生する建設発生土の再利用や適正処理等を推進する。
- 浄水処理過程で発生する沈でん汚泥の減量化と有効利用のため、三島浄水場において沈でん汚泥を無薬注方式の脱水機で脱水後、造粒、乾燥等を行うバイロットプラントで加工し、園芸用の土を試作する。

3. 最終処分場等の処理施設の確保

- 堺第7-3区において、(財)大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として、土砂、がれき、廃プラスチック類等の廃棄物処分事業を引き続き実施するとともに、同区内の大阪産業廃棄物中間処理センターにおいて、有害汚泥・ばいじんの中間処理を実施する。
- また、これらの事業の円滑な推進を図るため、同公社に対し、必要な技術的援助を行う。なお、堺第7-3区埋立処分場のうち一次処分地の一部(15.5ヘクタール)を「みなと堺グリーンひろば」として府民のスポーツ・レク

リエーション活動に利用できるよう開放するなど、第7-3区の暫定利用を推進する。

- 大阪湾広域圏海洋環境整備センターを事業主体として、大阪湾圏域の広域処理対象区域（近畿2府4県171市町村）から発生する廃棄物の適正な処理を行う大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）を関係府県、市町村等と協力して推進する。

また、事業の実施に当たり、搬入予定の廃棄物の調査や埋立処分場、搬入施設周辺の環境監視などにより環境保全に努める。

第3節 大気保全対策

大気環境の保全を図るとともに、地球環境の保全に資するため、地域冷暖房システムの普及促進を図るなど、エネルギーの有効利用を促進する。また、工場・事業場に対する大気汚染物質の排出規制や自動車排出ガス対策（第1節 自動車公害防止対策 参照）の推進を図る。

1. 大気保全対策の推進

- 「大気汚染防止法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき、関係工場・事業場に対する規制、指導の徹底を図る。また、法・条例に基づき、光化学オキシダント緊急時（光化学スモッグ）の措置を行う。
 - 「大阪府新環境総合計画」に基づき環境保全目標を維持・達成するなど、大気環境を保全するため、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、硫黄酸化物及び有害物質について各種対策を推進するとともに、廃熱の有効利用や未利用エネルギーの活用方策について検討を行う。特に、窒素酸化物対策として、「固定発生源に係る窒素酸化物削減指導方針」等に基づく削減指導、省エネルギーの指導、低NOxボイラーの普及、地域冷暖房システムの導入指導、冬季の季節的季節的削減大気汚染防止対策等を推進する。
- また、大気中への排出を抑制する必要がある化学物質の適正管理に係る指針を策定し、その周知及び遵守指導を行う。
- 酸性雨測定等の参加型プログラムを通じて、大気環境に係る府民啓発を促進するため、市町村が行う環境教育事業を支援する。

2. 悪臭防止対策の推進

- 「悪臭防止法」に基づき規制事務を円滑に進めるため、関係市町村に対する指導及び技術的援助に努める。また、平成7年4月から規制基準値を設定したトルエン、キシレン等有機溶剤系10物質並びに規制基準の算定方法を設定した排出水に係る悪臭物質（硫化水素等硫黄系4物質に限る。）の規制については、市町村を通じて関係事業場に対する周知徹底に努める。
- 人の嗅覚により悪臭を評価する官能試験法（三点比較式臭袋法）を市町村の苦情処理に円滑に導入できるように必要な指導に努める。
- 畜産経営による環境汚染の防止を図るため、実態調査及び巡回指導等を行うとともに、地域の実情に即した畜舎環境保全施設の整備を計画的に推進する市町村等に対し助成を行う。

3. 監視測定体制の整備

- 大規模な工場・事業場に対して発生源常時監視システムを活用し、窒素酸化物排出量等の常時監視を行い、総量規制基準等の遵守徹底を図る。
- 大気汚染状況について迅速かつ的確な常時監視を行うため、大気汚染常時監視システムの整備及び適正な運用を図る。

4. 大気汚染状況調査等の実施

- 大気汚染の現況及び汚染物質の発生源の動向を把握するため、燃料・原料使用状況調査、石綿モニタリング調査、浮遊粒子状物質に係る環境調査及び酸性雨・酸性霧に関する調査研究等を実施する。

第4節 水質保全対策

これまでの水質汚濁防止対策を基盤として、関係機関と連携して河川等の水質保全対策を総合的に推進するとともに、さらに生態系への配慮など新たな視点の導入や河川等の浄化機能の維持及び向上に係る調査・検討を行う。

1. 河川の水質保全対策

- 「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による

排水基準（上乗せ排水基準）を定める条例」に基づき、関係工場・事業場に対する規制、指導を行う。

また、「大阪府ゴルフ場農業適正使用等指導要綱」に基づき、ゴルフ場を指導するとともに、管理目標値が強化された上水道水源地域に立地するゴルフ場の排水口を中心に水質検査を行う。

なお、上水道水源地域に立地するゴルフ場に対しては、より安全性を確保する観点から、平成7年4月1日よりゴルフ場使用農業に係る管理目標値を飲料水の管理目標値並みにすることを実施する。

○ 農業による水質汚濁の未然防止を図るため、上水道水源地域の淀川・石川水系で水質調査を行うとともに、関係機関と協議し、農業使用者に対し農業適正使用等を指導する。

○ 水質汚濁原因の約8割を占める生活排水の対策として、下水道整備の一層の推進と併せ、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設等の設置促進を図る。特に対策が急がれる地域については、重点地域に指定するなど、計画的・総合的な対策を推進する。

また、生活排水対策の重要性について、府民への啓発を市町村、関係団体等と連携して実施する。

○ 大和川支流の中で、汚濁が著しい東除川の水質改善を目指して、流域関係市町と一体となって実施した「東除川水質改善対策推進計画策定調査」を踏まえ地域の実情に応じた総合的な水質改善対策を推進する。

○ 府民の生活環境の改善、市街地における浸水被害の解消、公共用水域の水質保全をめざし、引き続き猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、寝屋川、大和川下流及び南大阪湾岸の各流域下水道の整備を行う。特に、流域下水道場においては、環境への汚濁負荷の軽減をより進めるため、高度処理施設の新増設を進める。また、市町村が実施する公共下水道事業に対し事業推進の指導を行い、下水道整備を促進する。

○ 河川の水質汚濁を防止するため、河川浄化事業として神崎川、寝屋川及び平野川において汚泥のしゅんせつを行い、平野川浄化用水導入事業を実施する。

また、大和川の水質汚濁対策として、西除川・東除川で浅層流浄化を実施する。

○ 河川敷内への廃棄物の不法投棄を防止するため、河川バトロールに加えて、河川管理協力員制度を効果的に活用するとともに、必要に応じ防護柵の設置を行う。また、河川敷内に堆積又は水面に浮遊するしんかいかいの清掃並びに維

草の刈取りを実施するほか、沈船の引揚げ等を行う。

○ 農業用水が生活雑排水等により汚濁している地域において、用排水路の分岐、池のしゅんせつ、浄化対策を行い、きれいな用水を確保するほか、公共用水域へ排水する農業用水の水質改善を図るため、水質障害対策事業を推進する。また、ため池の水質浄化に関する総合的な調査研究を実施する。

○ 水質汚濁防止対策の一環として、村野、庭廻、大庭及び三島浄水場において発生する沈でん汚泥を脱水処理し、フェニックス事業用地に最終処分する。

2. 大阪湾の水質保全対策

○ 「瀬戸内海環境保全特別措置法」、「水質汚濁防止法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき関係工場・事業場に対する規制・指導を行う。

○ 新たに第4次「化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減計画」を策定する。また、引き続き下水道整備や合併処理浄化槽の導入指導等の生活排水対策を重点的に進めるとともに、総量規制基準の遵守指導を行う。

○ 大阪湾における赤潮発生等の富栄養化を防止するため、新たに第4次「構及びその化合物に係る削減指導方針」並びに第1次「窒素及びその化合物に係る削減指導方針」を策定するとともに、産業排水対策及び生活排水対策を推進する。

○ 大阪湾の富栄養化水域における負酸素水域の形成と、これに伴う底生生物への影響を調査する。

○ 瀬戸内海の環境を保全するため、6月の「瀬戸内海環境保全月間」において府民啓発を実施する。

○ 水産生物の生息環境の悪化や漁場漁業の障害となる海底・海中のゴミ類の除去、あるいは、流出油や赤潮による漁業被害の防止など漁業環境保全対策事業を実施する。

○ 府営港湾の環境整備を図るため、港内に発生した廃油及びじんかいの処理を行うとともに、港湾の緑化を推進する。

3. 監視測定体制の整備

○ 府内の主要河川及び大阪湾の水質の汚濁状況を常時監視するため、「公共用水域の水質測定計画」に基づき、河川管理者及び関係行政機関の協力を得て計画的に監視・測定を行う。

水を確保するため、工業用水道による工業用水の安定供給に努める。

2. 地下水汚染防止対策の推進

- トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染を防止するため、これらの物質を使用する工場・事業場に対し、適正な使用・管理の指導を行う。
- 府内の地下水質の汚濁状況を常時監視するため、「地下水水質測定計画」に基づき、関係行政機関の協力を得て、計画的に監視測定を行う。また、監視結果により汚染が懸念される地区については、周辺地区の詳細な調査を実施し、飲用井戸の衛生確保を図るとともに、工場・事業場に対し、汚染防止のための規制・指導に努める。

3. 土壌汚染防止対策の推進

- 土壌汚染の原因となる有害物質の地下への漏洩、河川等への流出、大気への飛散及び廃棄物の不適正な処理等を防止するため、関係諸法令による規制及び指導の徹底を図るとともに、平成3年8月に告示された「土壌の汚染に係る環境基準」の趣旨の徹底を図るため、事業者等に対する啓発を行う。また、土壌汚染の環境影響に関する知見の収集に努める。
- 農業の有する環境保全機能を向上させるとともに、化学肥料等の使用削減を図るなど環境に関する負荷の軽減対策を実施する。また、重金属等の有害物質による土壌及び農作物の汚染の実態調査及びその被害対策を引き続き実施する。

第6節 騒音・振動・航空機公害対策

1. 騒音・振動防止対策の推進

- 「騒音規制法」、「振動規制法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づく騒音・振動に係る規制事務を円滑に進めるため、市町村に対する指導や担当職員との技術研修の充実等により工場・事業場等に対する規制、指導の徹底を図る。
- 市町村や関係機関と協力して、生活騒音の防止に関し、ビデオ教材「音とわたしたちのくらし」を活用した騒音に係る環境教育やリーフレットの配布等各種の啓発活動を実施するとともに、カラオケ騒音規制の徹底、拡声機

- 一定規模以上の工場・事業場に対し、発生源テレメータ監視システムによりCO2総量規制基準の遵守指導を行う。また、河川水質テレメータ監視システムにより常時監視を行う。

4. 水環境の創造に係る施策の推進

- 府民が手軽に水辺に生息する生き物の観察などを通して、河川の水質保全の重要性を認識できるように、冊子「リバー・クエスト」を活用して啓発に努めるとともに、啓発事業に積極的に取り組む民間団体や企業等と連携して、効果的な啓発を推進する。
- 快適な水辺環境の保全と創造を府民の活動により実現していくために、水辺環境指導員の育成や府民グループネットワークの形成など、府民グループによる活動の基盤整備及び促進を図るアメニティ・エリア推進事業を実施する。
- 次代を担う子供たちが水環境への提言を行う「子供環境サミット（仮称）」を開催するなど、幅広い世代、層にわたる水質保全啓発を推進する。

第5節 地盤環境保全対策

地盤沈下、地下水汚染、土壌汚染といった地盤に係る問題を一体的にとらえ、総合的な施策のもとで地盤環境を良好な状態で保全するとともに、貴重な資源である地下水の持続的な活用及び地下水のかん養による水の循環の改善を図るため、基礎データの収集に努め、技術的な調査の実施、施策の検討を行う。

1. 地盤沈下防止対策の推進

- 「工業用水法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき、地下水の採取の規制及び地下水採取の実態を把握するとともに、規制対象の工場・事業場の新規採取にあたっては、適正量の採取を指導する。
- 府内の地盤沈下の状況を把握するため、引き続き水質調査及び地下水位、地盤沈下の観測を行う。
- 泉州南部地域は、地盤沈下の徴候として地下水の塩水化が生じており、その状況変化を把握するための調査を行う。
- 北摂地域、東大阪地域及び泉州地域の地盤沈下対策として、地下水の代替

音等の防止強化に努める。

- 府域における環境騒音の現況を統一的に把握するため、市町村が実施した測定結果を集計・解析し、環境影響評価等の資料として活用する。

2. 大阪国際空港における航空機公害対策の推進

- 大阪国際空港周辺地域の整備を進めるため、利用緑地区域の告示日後建築物の移転補償を行う。
- 大阪国際空港周辺地域において、航空機騒音による障害を軽減するため、周辺市が整備した共同利用施設の空気調和設備の機能回復工事に対し、国とともに補助する。
- 航空機騒音防止対策として関係市が行う学校等の公害防止工事に対して、その負担を軽減するため市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行う。
- 国又は府による移転補償を受けて住宅等を移転する者が、それに要する資金を金融機関等から借り入れた場合に、その利子の一部を補給する。
- 空港周辺地域の営業者に対し、移転及び経営改善の資金をあっせん融資し、その利子の一部を補給する。
- 豊中市が実施する鼻出血医療対策事業に対して補助を行う。
- 住宅の移転者に対して府営住宅への優先入居を行う。
- テレメータシステムによる航空機騒音の常時測定を行うほか、空港周辺において随時に航空機騒音の実態調査を実施する。
- 空港周辺整備機構に対し、職員を派遣して執行体制の強化を図るとともに、民家防音工事及び民家防音工事に伴い設置された空気調和機器（エアコン等）の機能回復工事に対する補助、固有事業に対する資金の貸付け等の助成を行う。

第7節 公害防止に係る助成と管理者制度

1. 工場の適正配置及び集団化の促進

- 環境事業団等の資金を利用して集団設置建物、工場移転用地、共同福利施設等の建設事業を促進する。
- 市町村又は開発公社が公害防止対策事業等の用地を先行取得する場合には、必要な資金を融資する。

- (財)大阪府中小企業団地開発協会が行う中小企業団地の造成・分譲事業を促進する。

- 住宅と工場が混在している地域から工場適地や工業専用地域等へ工場等を移転しようとする場合に必要資金を融資する。

2. 中小企業者に対する公害防止資金の融資

- 中小企業における公害防止施設の設置・改善、工場移転等を促進するため、中小企業公害防止資金特別融資制度の積極的な運用に努める。
- 中小企業者が共同して行う共同公害防止事業等に対し、「中小企業事業団法」に基づく中小企業高度化資金の貸付けを行う。
- 中小企業設備近代化資金貸付のうち、公害防止設備に係る貸付については、一定期間申込みができるよう便宜を図る。
- 中小企業設備貸与事業等の実施に当たり、中小企業者に対する公害防止設備の貸与を積極的に進める。

3. 公害防止技術の相談・指導

- 産業技術総合研究所において、公害防止技術、特に工場廃水処理技術、大気汚染防止のための適正な燃焼技術及び騒音・振動防止対策のための技術等についての相談・指導を行うほか、公害防止の技術指導を必要とする企業への実地指導を行う。

4. 特定工場における公害防止組織の整備

- 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定事業者に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等が適正に行われるよう指導する。

5. 市町村の公害防止行政に対する助成

- 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき事務を委任している市町村に対し、公害防止事務費交付金を交付する。
- 「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、下水道事業・一般廃棄物処理施設等を整備する市町村に対して、市町村施設整備資金貸付金を貸付ける。

第8節 公害に係る被害の救済等

1. 公害に係る健康被害予防事業等の実施

- 「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき認定患者が死亡した場合、関係市とともにその遺族に対し見舞金を支給する。また、関係市等と連携を図りながら、低公害車の普及や大気浄化の植樹など健康被害予防事業の円滑な実施に努める。

2. 公害等の苦情及び紛争の処理

- 公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づき設置された大阪府公害審査会において、係属中の調停事案の手続を進めるとともに、新たに調停等の申請があつた場合にはその適正な処理を行う。
- 公害に関する苦情・相談については、府の関係各課、保健所、警察本部及び警察署並びに市町村公害担当部課が相互に密接な連携を保ちながら、その迅速かつ適切な処理に努める。
- 電波受信障害については、府営住宅の建設等による電波受信障害に対処するため共同アンテナの設置を行う等、必要な措置を講じる。

3. 公害関係事件取替りの実施

- 府民の健康を害し、また日常生活に直接被害を与える悪質又は重要と認められる水質汚濁、廃棄物等公害関係事犯について、関係行政機関との密接な連携のもとに積極的な取締りを実施する。

第9節 環境保健対策

環境汚染による健康影響については、なお未解明な点もあることから、府民への健康被害を未然に防止するため、健康影響調査等を進める。

1. 健康被害に関する調査研究の実施

- 環境汚染による健康への影響について、次の調査研究を行う。
 - 大気汚染による健康影響に関する基礎資料を得るため、調査地区を選定し、住民健康調査を実施する。

- 光化学スモッグによる健康影響に関する基礎資料を得るため、被害発生時に緊急調査班を編成して現地調査を実施するとともに、健康に関する調査を行う。

2. 食品等の安全確保対策の推進

- 食品の安全を確保するため、魚介類等の食品及び容器包装中のP C B、野菜果物等の残留農薬、魚介類中の水銀等について分析検査を実施する。
- 「大阪府アスベスト対策基本方針」に沿って、総合的なアスベスト対策について、「大阪府アスベスト対策検討委員会」において検討・調整を図る。

3. 保健所における環境保健業務の実施

- 環境汚染から府民の健康を守るため、苦情相談の受付、処理及び公害に関する衛生教育活動等を行う。また、関係機関と連携して環境汚染による住民健康調査を実施する。

第3章 自然環境の保全及び創出に関する施策

自然と共生する豊かな環境の保全と創出に資するため、平成6年10月に改正した「大阪府自然環境保全条例」等に基づき、良好な自然環境の保全と回復はもとより、多様な生態系に配慮した野生動物植物の生息空間の確保や、市街地の縁の創出、水辺環境の保全等を図る諸施策を推進する。

第1節 森林環境の保全

- 自然環境の保全を図るため、「森林法」、「自然公園法」、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」、「大阪府自然環境保全条例」等に基づき、規制地域内において開発行為等を行う者に対し、規制・指導を行う。
- 「大阪府自然環境保全条例」に基づく自然環境保全指導員制度及び「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づく鳥獣保護員制度の適正な運用や、環境庁から任命された自然公園指導員の活用により、府域における自然環境の保全と回復に關する状況を把握するとともに、必要な指導に努める。
また、「森林法」に基づく森林保全員制度により保安林の適正な維持管理や森林火災の防止を図り、森林の保全に努める。
- 森林の有する多様な公益的機能を維持・増進するため、森林造成事業・治山事業を実施するとともに、保安林の機能強化を図るため、保安林整備事業を実施する。

第2節 貴重な自然の保全

- 「大阪府自然環境保全条例」に基づき指定した府下5か所の自然環境保全地域及び三草山緑地環境保全地域について、その適切な保全に努める。
- 国の天然記念物にも指定されている和泉葛城山のブナ林について、平成4年度及び5年度に取得したブナ林緩衝帯（天然記念物の周辺森林）を良好に管理することにより、その保護増進に努める。
- 「第7次鳥獣保護事業計画」（平成4～8年度）に基づき、鳥獣保護区の

設定推進など、野生鳥獣の適正な保護・管理を図るとともに、狩猟の適正化に努める。

また、野生鳥獣保護ドクター制度を活用し、傷病野生鳥獣救護の効果的な実施に努め、鳥獣保護思想の普及・啓発に努める。

- 府域に生息・生育している野生動物植物の分布、生息、生育状況等の現状把握のための調査を行い、府域の野生動物植物保護施策の基礎資料の整備を図る。
- 自然と共生するまちづくりを進めるために、野生生物の生息空間（ピオトープ）をまちづくりの中で確保するための基本的な考え方や技術的手法について、その普及・啓発に努める。
- 淀川わんなどを主な生息域とする天然記念物イタセンバラ、アユモドキなどの淡水魚をはじめとする淀川水系の貴重な自然環境の保全に努める。

第3節 身近な自然環境の保全と活用

- 市街地とその周辺に残された良好な自然環境を保全するため、「都市緑地保全法」に基づき指定した緑地保全地区の適切な保全・整備を図るとともに、都市における貴重な樹林地である「鎮守の森」の保全を図り、緑の中で歴史や文化と語らう場として整備を図る。
- 「赤とんぼ計画」に基づき、自然生態系に配慮しながら美しい農村空間を創出し、自然環境など貴重な地域資源を活かして環境と農村の住環境向上を図るため必要な施策を講じる。
- 府下の農村地域の緑豊かな環境や地域色豊かな風土を活かし、農空間が持つ府民の心のふるさとしてその機能を強化する「府民ふるさとむら」推進事業などにより、都市と農村の交流活動を推進する。
- 農業が有している土壌浸食防止や水源かん養等の環境保全機能を向上させるとともに、生産性の向上を図りながら化学肥料等を削減する環境への負荷に配慮した環境にやさしい農業の確立・推進に努める。

第4節 自然とのふれあいの場の確保

- 自然公園の適正かつ有効な利用を図るため、明治の森賞園国定公園及び金

剛生駒国定公園内の施設や、ダイヤモンドトレイル等の長距離自然歩道の整備・管理を行う。

- 自然に触れ、学ぶ“自然レクリエーション拠点”である「府民の森」をより魅力あるものとするため、地域の特性を生かした施設の充実を図るとともに、幅広いPR活動を展開し、適正な管理を行う。
- 森林に対する府民の多様なニーズを踏まえて、森林利用拠点を整備するとともに、これらを自然歩道でネットワーク化する「環状自然歩道」の整備など、三山系の森林の総合的な利用を推進する。
- 金剛生駒国定公園を和泉葛城山系等へ拡大するための検討を行うとともに、北摂山系の良好な自然環境を保全するため、府立自然公園構想を推進する。

第5節 緑の創出

- 市街地緑化の推進と良好な自然環境の保全を図るため、「大阪府みどりの基金」の運用益を活用し、都市景観をリードするよう大規模な緑化や民間施設の緑化に対する助成、施設緑化表彰制度【大阪施設緑化賞（みどりの景観賞）】を通じた市街地の緑化の促進、みどりのトラスト運動の展開、良好な自然環境の保全や普及啓発など多様な施策を推進する。
- 府自らが施設管理者と協同して、緑化計画の作成から土壌改良・植栽及び樹木管理指導まで行うことを目的に、府立緑化センターに設置した「大阪府緑化支援隊」を活用し、着実な施設緑化の推進に努める。
- 市街地の緑化を推進するため、「大阪府施設緑化基準」に基づき指導を行う。
- 住民が協同して行う地域緑化及び府や市町村が実施する公共施設の緑化に付して緑化樹の無償配付を行い、みどり豊かなまちづくりを推進する。
- 府民ぐるみによる多様な緑づくりを推進するため、「緑づくりマニユアル」の作成等を行い、また、府民が主体となった緑化推進のためのシステムづくりを図る。
- 府民の緑化意識の高揚を図るため、緑の羽根募金運動の推進や大阪府植樹祭のほか、関連事業を実施する。
- 花に落ちあふれた大阪づくりを推進するため、府民のくらしに花を生かす機運を盛り上げる「花の四季イベント」などの各種事業を行う花トピア・大

阪推進事業を進める。

- 花に憩い、花に学び、花で交流する府民開放型施設として河内長野市に設置した「大阪府立花の文化園」を管理運営する。
- 多様性のある豊かな緑を創出するため、「新緑化プラン」を検討する。
- 公園・緑地、道路などの公共施設や公共的空間の緑化を重点的に行うとともに、民有地の緑化を積極的に推進する（第4章 都市環境の保全及び創造に関する施策 参照）。

第6節 水辺環境の保全と活用

1. 河川環境の整備

- 河川改修に併せて、自然生態系への配慮や自然に親しめる河川環境の創造を図るため、「石川あすかプラン」、「あくた川21」等を進める。
- 河川空間に広場や緑道を設け、有効に利用するため、淀川河川公園、石川河川公園等の河川環境の整備を進める。
- 府民の河川への理解と愛護思想の啓発・普及を図るため、河川愛護月間等を通じて啓発活動を行う。
- 周辺山麓において、景観・生態系と調和した水と緑豊かな溪流づくりを行うため、「水と緑豊かな溪流砂防事業」等を推進する。
- 体験放流の実施等、府民に水や魚とのふれあいの機会を積極的に提供し、それを通じて内水面の水産資源の保護・培養及び水質保全の意識向上を図る。

2. 農業用水路の整備

- 農業用水路を府民の身近な水辺として活用するため、長瀬川（東大阪市、八尾市、柏原市）、津之江水路（高槻市）でモデル整備を進める。

3. ため池環境の整備

- 府下各地に散在するため池の多面的機能や個性などを活かしながら、「オアシス整備事業」、「地域総合オアシス整備事業」を推進し、ため池を水と緑あふれた府民のオアシスとして総合的に整備するほか、いきもの人と人がふれあうオアシス整備について計画調査を行う。
- 府民がため池への理解を深め、さらに主体的に環境づくりに参加する気運

を高めるため、ため池愛護月間、オアシス・クリーンアップ・キャンペーン等を通じ啓発活動を行う。

4. 海辺環境の整備

- 二色の浜環境整備事業の一環として整備される社会創価南6区の二色の浜海浜緑地では、海浜レクリエーション、マリンスポーツの拠点として整備を進める。
- 自然海浜保全地区（岬町の長松地区及び小島地区）の保全と適正な利用の促進を図るため、海浜環境の整備、啓発等に努める。
- 二色の浜、波輪・箱作海岸において、残された自然海岸の保全に努めるとともに、府民の保健・休養等に役立つ海洋性レクリエーションの場を整備する。
- 府営港湾において、イベント、海洋性レクリエーション活動のための快適なウォーターフロントの形成やウォーターフロントにおける快適な就労環境の確保などに対応したアメニティの高い緑地、海浜、広場等の整備を進める。
- 水産資源の保護・回復を図るため、漁礁等の設置による漁場の造成や、なぎさの保全・創造による漁場の整備を行う。
また、平成3年4月に開設した栽培漁業センターを中心に「つくり育てる漁業」を推進するとともに、魚介類の種苗生産技術、開発研究等を行う。

文化と伝統の香り高い環境を創造するため、水や緑に親しむことができる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成、歴史遺産の保全及び活用による歴史的文化的環境の形成等を図る諸施策を推進する。

第1節 魅力ある空間、施設等の整備

1. 公園の整備

- 平成5年11月策定した大阪府公園基本構想に基づき府民の多様なニーズに対応した、安全、健康、快適な都市づくりの拠点として、また、災害時の避難地など、防災の視点にも立った府営公園の整備を進める。
 - 市街地における緑の拠点を創造するため、「第5次都市公園等整備5箇年計画」に基づき、石川河川公園、せんなん里海公園などの整備を推進するとともに、淀川河川公園の整備を促進する。
 - 府営公園が府民の魅力を活かしながら整備を進める「愛パーク大阪事業」を実施する。
 - 府民が身近に利用できる街区公園や近隣公園をはじめ、総合公園等の都市公園の整備促進を図るため、市町村に対して補助を行う。
 - 市町村が行う都市緑化計画に基づく線的・面的な都市緑化事業に対して、「彩りの街整備事業」として補助を行う。
- #### 2. 道路・街路の緑化
- 花の万博の基本理念を都市緑化に引き継ぎ、道路景観の向上を図るため、従来の街路樹に加え、花木や草花等の植栽により街路樹の再整備を行う「フワワーリング・ロード21事業」を推進する。
- #### 3. 施設・空間の緑化
- 緑化スペースのない市街地における新しい都市緑化の一手法として、建築物等の外壁やブロック塀及び河川の高擁壁護岸にツタなどを植栽する垂直緑

1 2月に設立した「大阪美しい景観づくり推進会議」における活動など府民参加による都市景観づくりを進める。

- みどりの景観や街づくりに貢献するなど、今後の施設緑化のモデルとなる優れた施設を「大阪施設緑化賞（みどりの景観賞）」により表彰する。

2. 都市景観の向上

- 建築美観誘導マニュアルの活用により建築美観の誘導を促進するとともに、市町村の景観マスタープランづくりに対して助成する。
- 都市施設について色彩マニキュア等を活用し、都市全体の景観向上を図るとともに、屋外広告物の規制・指導、電線等の地中化を進めるなど美しいまちなみの形成を図る。

3. 魅力ある市街地の形成

- 市街地の既存府有施設のオープンスペースを道路等の公共施設と一体的に活用し、「潤いと憩いのある場」を提供するため、ポケットパークを整備する。
- 府営住宅の建設において、自然の樹生をもとに緑豊かな「ふれあい広場」を整備し、入居者のみならず周辺住民も利用できるよう開放して快適な居住空間を形成するとともに、既存府営住宅においては、外壁のデザイン化、緑化、コミュニティ道路の整備等を複合的に組み合わせて整備・改善することにより、府営住宅内と周辺地域との街としての一体化をすすめる。地域景観の向上を図る。
- 建築協定の円滑な運営や有効な活用を図り、良好な住環境や市街地環境を維持増進するため、府内の建築協定地区が参画する「大阪府建築協定地区連絡協議会」の活動を、府及び市町村が協力して支援する。
- 関西国際空港の空港機能の支援・補充と地域の環境改善を図り、地域の振興に資するため、南大阪海岸整備事業を推進し、空港と一体となつたまちづくりを進める。

第3節 歴史的文化的環境の形成

1. 文化財の保護

化の普及に努める。

- 緑と親しめる良好なまちなみづくりを進めるため、面的整備事業等と併せて計画的に整備される緑道整備事業（市町村施行）に対して、指導及び助成を行う。
- 府営住宅の良好な住環境の確保を図り、居住者の住宅に対する愛着とふふさと意識の高揚に資することを目的として、緑化に関する指導と援助を行い、回地周辺の環境等を考慮し調和のとれた緑化を進める。
- 府営港湾の環境整備を図るとともに、港湾の緑化を推進する。

4. 河川空間の整備

- 治水レベルの向上に併せて環境護岸や高水敷整備等の魅力ある河川空間の創造を図る「石川あすかプラン」、「あくた川21」、「安威川水と緑の回廊計画」等を推進する。
- 潤いのある岸辺空間を創造するため、「ふれあいの岸辺整備計画」に基づき、堂島川、大川等で景観と調和した護岸築造、壁面修景等を行うほか、神崎川、寝屋川等で遊歩道整備、垂道緑化等を行う。
- 21世紀の新たな水都大阪の創造に向け、平成7年2月に策定された、「大阪リバーフロント整備のグラントデザイン」に基づき、木津川、尻無川でのスパー堤防の整備、道頓堀川での河川再生事業等を推進する。
- 平成7年11月に大阪で開催されるAPEC会議にあわせて水の都、国際都市大阪を内外にアピールするために寝屋川等の環境護岸の整備を促進する。

第2節 景観の保全と向上

1. 府民参加による都市景観づくり

- 平成5年12月の「美しい景観づくり府民会議」の提言を受け、世界都市・大阪にふさわしい風格を備えた都市景観づくりと、潤いと安らぎのある生活の場としての身近な景観づくりを推進する。
- 府民の積極的な参加と協力による魅力と潤いのあるまちなみづくりを推進するため、市町村と協力して、まちなみづくり功労者の表彰等を行う大阪府まちなみづくり推進事業や、景観上優れた建築物等を表彰する「大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）」の活用、建築コンペによるまちなみづくり、また、平成6年

- 「文化財保護法」及び「大阪府文化財保護条例」に基づき、特に重要な歴史的文化的遺産については重要文化財や史跡、名勝等に指定し、現状の変更または保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示を行うとともに、埋蔵文化財包蔵地内において開発行為等を行う者に対する指導等を行う。
 - 文化財保護指導員を置き、国宝、重要文化財等の国及び府指定等の文化財について巡視を行うとともに、文化財所有者その他関係者に対して文化財の保護に関する必要な指導及び助言を行う。
 - また、地域の住民に対し文化財保護思想の普及、啓発活動を通じて、歴史的文化的環境の保全の必要性についての周知、啓発を図る。
 - 国宝、重要文化財等の国及び府指定の文化財について、保存修理や防災施設の整備等に対し助成する。
 - また、地域における歴史的文化的環境の核としての史跡等については、市町村の行う公有化事業や環境整備事業に対し助成を行う。
 - 埋蔵文化財包蔵地内での開発工事について、事前に開発関係者と文化財保存について協議を行い、文化財が不用意に失われることのないよう行政指導を進める。
 - 地域開発事業の進展に伴い破壊の恐れのある埋蔵文化財包蔵地等について事前に発掘調査、範囲確認調査等を行うとともに、文化財総合調査を行い資料の整備・保存を図る。
2. 歴史的文化的環境の保全と活用
- 発掘調査において出土した多数の遺物を計画的に整理し、泉北考古資料館、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館において展示・公開するとともに、わが国の代表的な群集墳一須賀古墳群を保存した史跡公園である近つ飛鳥風土記の丘を整備・公開することにより、府民の歴史的文化的遺産についての認識を深める。
 - 市町村が設置する埋蔵文化財調査センター等の文化財保存・公開施設の建設に対し助成を行う。
 - 池上曽根遺跡を史跡公園とするために、和泉市、泉大津市が進める池上曽根遺跡整備計画について指導し、助成を行う。
 - 歴史的町並みを有する地区の歴史的環境の保全に努める。
 - 狭山池ダム整備とあわせて、ダム周辺整備の核とすべく、我が国最古のため池である狭山池の歴史を通して、水と人とのかかわり、治水、利水、築堤

- 技術等の変遷を後世に伝える「狭山池ダム資料館（仮称）」を建設する。
- ゆとりとうるおいのあるアメニティ空間の創出を図るため、道路整備長期計画「レインポー計画21」に基づき、市町村が実施する旧街道の整備事業について市町村道路補助を行う。
- 歴史や自然とのふれあいをはじめ、スポーツやレクリエーションにも利用のできる大規模自転車道の整備を進め、新たに「北河内自転車道」を整備する。

第5章 地球環境の保全に資する施策

地球環境保全に資する環境に優しい社会を創造するため、地球環境保全行動指針の策定・普及、地球温暖化防止対策やオゾン層保護対策、酸性雨対策の推進、開発途上国等に対する環境協力及び地球環境に関する調査研究の推進を図る。

第1節 地球環境問題への取組

1. 地球環境保全行動指針の策定・普及

- 府、市町村、事業者及び府民がそれぞれの立場と役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針等を「豊かな環境づくり大阪府民会議」において策定し、普及・啓発に努めるとともに、その実践を図る。

2. 地球温暖化防止対策の推進

- 「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」（平成6年度策定）で掲げる各種施策の普及啓発を図るとともに、二酸化炭素排出量の約5割を占める産業部門について温暖化防止技術の効果推定、地域特性に応じた省エネルギー活用方策の検討等を通じて地球温暖化防止対策の推進を図る。
- 府域における温室効果ガス等の環境濃度やそのメカニズムを把握するため、温室効果ガス等のモニタリング調査を実施する。

3. オゾン層保護対策の推進

- 特定フロンの排出抑制を推進するため、オゾン層保護問題について広く周知を図るとともに、関係業界、市町村、学識経験者等との協議を通じ、特定フロンの回収、再利用の社会システムの構築について検討する。
 - 事業者に対する特定フロンの全廃に対応するために必要な情報の提供に努めるとともに、対応に必要な設備の導入を図る中小企業者に対して、中小企業設備近代化資金、設備投資活性化資金等により必要な資金を低利で融資する。
- また、脱特定フロロン及び脱1,1,1-トリクロロエタンによる洗浄評価技術の指導も行う。

- 既存の府有施設において特定フロロンを使用している空調用冷凍機について、建て替え計画との整合性を図りながら、順次、特定フロロンを使用しない機器に取り替える。

4. 酸性雨対策の推進

- 酸性雨の原因物質とされる硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量削減対策を推進するとともに、関係機関と連携して、府域の酸性雨・酸性霧の実態及びその影響を把握するための調査を実施する。

5. 環境共生建築技術の推進

- 熱帯林の保全を図るため、「熱帯木材の使用抑制に関する基本方針」（平成4年2月策定）に基づき、針葉樹複合板型枠や金属製等の型枠の使用、あるいは型枠を使用しない工法を取り入れたモデル工事を実施し、熱帯木材の使用抑制に努める。
- 資源の有効利用の観点から、再生可能な建築廃棄物は再生処理施設への処分を主とした指定地処分を行うとともに、建築廃棄物の再生利用を図るため、敷地内道路や駐車場舗装の踏盤材として再生砕石を利用するモデル工事を行う。
- 平成6年度までに実施した環境共生建築技術に関する調査検討の成果を踏まえ、省エネルギー、省資源、新エネルギーの導入、緑化の推進等の観点から、環境共生建築技術の府有施設への導入について検討する。また、府営河内長野木戸住宅においては、平成4年度に「環境と共生する集合住宅」をテーマに実施した設計コンペの当選作をもとに健康性、快適性、安全性に優れた居住環境を確保しつつ、廃棄物のリサイクル、自然エネルギーの活用を含めたエネルギーの効率的利用などの諸工夫を施した「環境と共生するまちづくりモデル事業」を実施するとともに、府営北信太住宅、井高野住宅、千里古江台住宅で「環境と共生するまちづくり事業」を実施する。

第2節 開発途上国等に対する環境協力の推進

1. UNEP 国際環境技術センターに対する支援・連携

- 開発途上国等の環境問題を解決するために設置されたUNEP（国連環境

計画) 国際環境技術センター(大阪)を支援し、地球環境問題に取り組むため、(財)地球環境センター(平成4年1月設置)に対して職員の派遣を行う。

2. 国際環境技術協力の推進

- 本府がこれまで蓄積してきた環境保全技術を活かし、その技術等を提供することにより、開発途上国の環境問題の解決を図るため、本府と友好交流関係にある中国上海市やインドネシア東ジャワ州から環境保全に係る専門家や研修員を受け入れる。

第3節 地球環境に関する調査研究の推進

1. 地球環境問題研究調整会議の運営

- 「地球環境問題研究調整会議」(平成2年10月設置)を通じて、府立の大学や試験研究機関等の連携体制の強化を図り、地球環境問題に係る試験研究・技術開発に努める。

2. (財)地球環境産業技術研究機構への参画

- 地球環境問題の解決を図る技術開発のため、(財)地球環境産業技術研究機構(平成2年7月設立)に対して職員の派遣を行う。

3. 地球環境関西フォーラムへの参画

- 地球環境問題の克服に寄与することを目的として、関西の企業、自治体、消費者団体、学識経験者等で組織する「地球環境関西フォーラム」に参画し、より実践的な取組や調査・研究を行う。

4. 国際エメックスセンターへの参画

- 瀬戸内海等世界の閉鎖性海域の環境保全と適正利用を推進するため、国際エメックスセンター(平成6年11月設立)の活動に対して、「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」の一員として参画する。

付 録

平成7年度 環境関係当初予算（関連事業を含む）一覧

(1) 部 局 別

(一般会計)

(単位：千円)

部 局 名	平成7年度	平成6年度	増 減
企 画 調 整 部	2,000	2,000	0
生 活 文 化 部	2,973	2,669	304
環 境 保 健 部	4,847,019	4,564,566	282,453
商 工 部	5,895,196	7,235,288	△1,340,092
農 林 水 産 部	6,770,456	7,674,851	△904,395
土 木 部	115,462,291	124,533,715	△9,071,424
建 築 部	1,348,302	1,453,658	△105,356
教 育 委 員 会	1,348,098	1,756,548	△408,450
公 安 委 員 会	1,474,197	1,501,002	△26,805
合 計	137,150,532	148,724,297	△11,573,765

(特別会計)

(単位：千円)

部 局 名	平成7年度	平成6年度	増 減
総 務 部	1,000,000	1,600,000	△600,000
商 工 部	95,000	95,000	0
企 業 局	32,652,680	30,884,635	1,768,045
水 道 部	8,249,977	7,597,764	652,213
合 計	41,997,657	40,177,399	1,820,258

(2) 項目別
(一般会計)

1. 基本的施策

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
環境行政推進費	24,500	25,140	△640	(環)
環境基本条例等施行推進費	16,714	8,494	8,220	「豊かな環境づくり大阪府民会議」 運営費 2,200 生活環境の保全等に関する条例 普及啓発費 1,000 環境総合計画策定費 12,500 環境総括責任者設置促進費 1,014 (環)
環境情報管理費	109,121	109,237	△116	リモートセンシングによる環境監視システムの開発・運用等 (環)
公害監視センター運営費	191,171	185,230	5,941	管理運営費等 87,650 検査分析機器等整備費 14,897 大気、水質、騒音・振動検査 業務費 72,688 大気、水質調査研究費 8,120 水質分析方法検討試験等国庫 委託事業費 7,016 先行的調査研究事業費 800 (環)
泉州分室運営費	49,145	54,340	△5,195	(環)
環境影響評価制度運営費	10,896	10,776	120	(環)
関西国際空港環境監視機構運営費	11,835	16,973	△5,138	(環)
環境保全基金運営費	28,182	29,067	△885	地域環境保全活動推進事業費 8,342 環境月間推進事業費 8,284 環境情報コーナー拡充事業費 940 環境教育推進事業費 4,616 環境保全基金の積立等 6,000 (環)
環境アセスメント制度検討調査費	1,418	1,422	△4	(環)
中小企業エネルギー環境対応 情報提供事業	40,932	39,878	1,054	(商)
省資源・省エネルギーの府民啓発の推進	2,973	2,669	304	省資源運動推進事業費 2,104 「美しい暮らし展」開催事業費(紅粉) 869 (生)
小計	486,887	483,226	3,661	

2.1 自動車公害防止対策

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
自動車公害対策費	373,373	456,833	△83,460	自動車排出ガス総量削減計画推進費 5,243 低公害車普及促進事業費 75,359 (うち11,000は環境保全基金運営費) 中小企業低公害車購入資金特別融資 促進費 228,498 自動車公害対策費 6,151 局地汚染対策推進費 42,822 自動車窒素酸化物排出量実態 調査費 15,300(環)
ノーマイカーデー推進事業費	44,687	47,687	△3,000	11,000 (環) 31,687 (土) 2,000(企画)
交通量調査費	4,950	4,950	0	(公安)
総合都市交通体系調査費	141,900	41,700	100,200	(土)
舗装道新設費	618,000	2,271,000	△1,653,000	(土)
舗装道補修費	3,038,200	5,745,449	△2,707,249	(土)
交通安全施設等整備費	8,678,770	9,482,124	△803,354	交通安全施設整備費 7,226,000 (土) 交通管制センターの拡充強化費 731,138 地域制御エリア拡大費 192,530 信号機の系統化事業費 29,360 交通情報板整備費 499,742 (公安)
道路構造の改善	9,821,500	9,188,000	633,500	(土)
駐車対策の推進	969,066	932,118	36,948	(土)
交通ファミリーフェスティバル	19,000	19,000	0	(土)
小計	23,709,446	28,188,861	△4,479,415	

2.2 廃棄物対策

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
廃棄物処理総合対策事業費	1,500	500	1,000	(環)
産業廃棄物処理指導監督費	67,517	61,483	6,034	(環)
産業廃棄物処理団体育成事業費	700	700	0	(環)
産業廃棄物減量化・適正処理対策事業費	2,135	2,273	△138	(環)
PCB廃棄物適正保管推進事業費	1,702	0	1,702	(環)
ウェストデータバンク整備事業費	9,300	11,824	△2,524	(環)
産業廃棄物処理事業振興財団負担金	30,000	30,000	0	(環)
一般廃棄物処理指導監督費	9,441	7,498	1,943	(環)
廃棄物処理対策整備推進事業費	560,000	100,000	460,000	ばいじん集じん器灰無害化処理施設整備事業等の助成及び魚腸骨処理対策協議会負担金 (環)
ごみ焼却場公害防止装置運営等助成費	325,000	325,000	0	(環)
廃棄物減量化対策推進事業費	9,221	15,061	△5,840	大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議等 (環)
廃家電リサイクル事業費	4,200	4,200	0	環境保全基金運営費 (環)
再生資源リサイクル促進事業費	15,000	15,000	0	(環)
堺第7-3区護岸工事費	25,556	175,659	△150,103	(環)
みなと堺グリーンひろば管理運営費	24,000	15,000	9,000	(環)
広域廃棄物処理場整備促進費	22,419	18,814	3,605	789 (環) 21,630 (土)
広域廃棄物受入監視事業費	10,466	5,261	5,205	(環)
大阪府域環境保全協議会運営事業費	883	877	6	(環)
下水資源のリサイクル	5,664,372	890,000	4,774,372	(土)
公害取締対策費	95	95	0	産業廃棄物の検査委託料 (公安)
省エネ・リサイクル支援法認定事業費	1,588	1,588	0	(商)
小計	6,785,095	1,680,833	5,104,262	

2.3 大気保全対策

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
大気汚染防止規制指導費	11,720	13,973	△2,253	大気汚染防止規制指導費 9,075 窒素酸化物総量規制推進事業費 1,237 悪臭防止規制指導費 1,408 (環)
大気汚染防止実施計画推進費	30,366	42,385	△12,019	大気汚染防止実施計画推進費 5,160 季節大気汚染防止対策推進事業費 9,200 条例改正に伴う大気汚染防止対策推進事業費 5,229 浮遊粒子状物質総合対策検討事業費 5,000 石綿モニタリング調査費 1,340 有害物質対策推進事業費 4,437 (環)
光化学スモッグ対策費	3,201	3,354	△153	(環)
大気汚染測定局整備費	120,138	62,352	57,786	測定機器等整備費 46,164 大気汚染常時監視システム整備費 73,974 (環)
大気汚染常時監視費	141,864	136,053	5,811	大気汚染常時監視費 138,670 国設大気汚染測定網管理費 3,194 (環)
大気汚染発生源テレメータ監視システム整備費	12,043	14,264	△2,221	大気汚染発生源監視システム整備事業費 (環)
公害現況等調査費	2,585	1,051	1,534	浮遊粉じん環境調査費 1,051 関西国際空港周辺地域大気汚染状況解析費 1,534 (環)
大気環境啓発プログラム市町村支援事業費	2,000	0	2,000	環境保全基金運営費 (環)
畜舎環境整備対策費	31,470	43,470	△12,000	畜産経営環境整備事業費 28,160 環境保全型畜産確立対策推進事業 3,310 (農)
小計	355,387	316,902	38,485	

2.4 水質保全対策

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
水質汚濁防止規制指導費	30,391	34,722	△4,331	水質汚濁防止規制指導費 15,027 水質総量規制推進事業費 7,645 水質汚濁物質排出量総合調査費 511 指定地域特定施設水質汚濁防止規制指導費 4,495 総量削減計画等策定事業費 2,713 (環)
生活排水対策推進費	13,120	7,800	5,320	(環)
発生負荷量管理等調査費	1,698	1,693	5	(環)

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
浄化槽の普及促進事業費	36,525	14,936	21,589	小型合併処理浄化槽設置整備事業費35,510 「浄化槽の日」委託料 500(環) " 515(建)
瀬戸内海栄養塩類削減対策費	6,696	6,690	6	(環)
東除川水質改善対策推進事業費	195	2,680	△2,485	(環)
水質テレメーター監視システム整備費	6,207	3,282	2,925	(環)
公共用水域常時監視費	226,852	223,218	3,634	公共用水域常時監視費 225,476 広域総合水質調査費 1,376(環)
ゴルフ場農業等水質監視費	1,359	1,359	0	(環)
水質汚濁常時監視施設整備費	20,743	4,706	16,037	河川水質自動観測局整備費 (環)
水質汚濁常時監視費	67,924	68,153	△229	(環)
水質保全啓発推進事業費	3,907	3,600	307	環境保全基金運営費 (環)
アメニティー・エリア推進事業費	1,000	6,150	△5,150	環境保全基金運営費 (環)
下水道整備費	70,091,059	73,465,847	△3,374,788	(土)
河川維持費	782,535	726,505	56,030	(土)
河川環境整備費(河川浄化関係)	771,000	820,000	△49,000	(土)
港湾環境整備費	159,011	146,859	12,152	(土)
船舶廃油処理場維持費	86,726	120,079	△33,353	(土)
公害取締対策費	1,298	1,298	0	水質検査委託料 (公安)
ゴルフ場排水規制強化特別対策事業費	1,275	1,400	△125	(農)
水質障害対策事業	376,172	381,009	△4,837	(農)
漁場保全対策費	13,319	13,319	0	(農)
漁場環境調査費	11,171	11,535	△364	(農)
淀川・石川水系における農業汚染実態調査費	1,256	0	1,256	(環)
大阪湾貧酸素化対策調査費	2,000	0	2,000	(環)
第6回世界湖沼会議支援事業費	888	0	888	(環)
小計	72,714,327	76,066,840	△3,352,513	

2.5 地盤環境保全対策

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
地盤沈下規制指導費	19,594	19,219	375	(環)
地盤沈下観測費	34,938	34,938	0	(土)
都市河川地盤沈下対策費	540,000	530,000	10,000	(土)
地下水質常時監視費	10,265	9,940	325	地下水質常時監視費 8,541 飲用井戸水質監視費 1,724 (環)
地盤環境保全対策推進費	5,580	0	5,580	(環)
農産物公害研究費	11,516	9,166	2,350	農産物公害研究費 2,411 環境保全調査研究費 6,514 土壌環境保全調査費 2,591 (農)
小計	621,893	603,263	18,630	

2.6 騒音・振動・航空機公害対策

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
騒音・振動規制指導費	5,137	4,654	483	規制騒音振動対策費 1,886 未規制騒音振動対策費 648 騒音振動調査プログラム作成費等 2,603 (環)
騒音・振動調査対策費	649	1,949	△1,300	環境騒音モニタリング調査費 (環)
生活騒音対策モデル都市推進事業費	2,465	0	2,465	(環)
大阪国際空港周辺対策費	325,537	312,800	12,737	緑地整備事業費 289,850 営業者資金あつ旋融資貸付金等 13,943 住宅等移転資金利子補給金等 7,994 共同利用施設空調和設備機能回復 工事費補助金 13,750 (環)
航空機公害実態調査費	12,251	13,167	△916	(環)
空港周辺整備機構助成費	757,404	692,350	65,054	事業資金貸付金 198,000 民家防音工事費補助金 559,404 (環)
航空機騒音防止校舎管理費	52,699	52,699	0	航空機騒音防止校舎冷暖房費 (教委)
小計	1,156,142	1,077,619	78,523	

2.7 公害防止に係る助成と管理者制度

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
産業立地促進融資資金貸付金	825,000	2,012,000	△1,187,000	(商)
工場立地指導費	2,210	2,221	△11	(商)
中小企業公害防止資金特別融資促進費	686,306	846,758	△160,452	融資目標 8億8千万円 貸付利率 年3.9% 貸付期間 有担保 10年以内 無担保 7年以内 利子補給 小企業 2.9% 中企業 1.9% (環)
公害対策指導研究費	2,455	3,799	△1,344	(商)
生活環境の保全等に関する 条例委任事務費	113,589	114,700	△1,111	市町村交付金 (環)
環境計量器登録事務費	4,746	4,134	612	(商)
設備投資活性化資金貸付金	5,002,000	5,157,000	△155,000	(商)
小計	6,636,306	8,140,612	△1,504,306	

2.8 公害に係る被害の救済等

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
公害健康被害対策費	26,500	26,500	0	公害病認定患者死亡見舞金等 (環)
苦情相談処理費	2,257	2,571	△314	大気汚染関係苦情相談処理費 1,046 交通公害関係 // 254 水質汚濁関係 // 957 (環)
公害紛争処理費	1,277	1,407	△130	公害審査会運営費 (環)
公害取締対策費	15,084	15,135	△51	公害関係事犯探証機器整備費 (公安)
電波障害防止対策費	566,418	1,252,384	△685,966	共同アンテナ設置費等 381,314 (建) // 185,104 (教委)
小計	611,536	1,297,997	△686,461	

2.9 環境保健対策

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
公害影響調査費	9,422	10,029	△607	大気汚染に係る住民健康調査費等 (環)
光化学スモッグ対策費	131	129	2	光化学スモッグ影響調査費 (環)
食品安全対策事業費	22,732	20,999	1,733	(環)
環境衛生研究費	51,819	49,124	2,695	公害衛生研究費 896 都市域における気管支喘息 予防対策事業 9,179 公衆衛生研究費 39,197 労働衛生研究費 2,547 (環)
公害保健調査研究体制整備費	919	919	0	環境保健体制整備調査費 204 アスベスト対策関係事業費 715 (環)
保健所公害業務費	3,255	3,731	△476	(環)
小計	88,278	84,931	3,347	

3. 自然環境の保全及び創造に関する施策

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
自然海浜保全地区管理費	3,763	3,256	507	(環)
自然環境保全対策	10,475	10,856	△381	(農)
自然保護指導	15,689	15,310	379	(農)
みどりのトラスト管理運営	100,135	93,258	6,877	(農)
林地開発規制	1,965	2,265	△300	(農)
みどりの基金(自然環境)	37,753	33,775	3,978	(農)
森林造成事業	214,785	276,346	△61,561	(農)
府営林整備事業	50,741	46,251	4,490	(農)
府営林管理事業	143,335	127,411	15,924	(農)
保安林整備事業	73,837	74,197	△360	(農)
治山事業	1,304,252	1,412,090	△107,838	(農)
栽培漁業推進事業	24,791	25,155	△364	(農)
漁礁設置事業	102,553	91,326	11,227	(農)
サツキマス自然再生事業	1,576	1,576	0	(農)
淀川魚類資源動態調査	2,800	4,069	△1,269	(農)
内水面増殖事業	9,305	9,783	△478	(農)
鳥獣保護事業	32,636	37,787	△5,151	(農)
府民参加の森づくり事業	18,746	20,646	△1,900	(農)
府立自然公園構想推進	3,000	15,000	△12,000	(農)
国定公園拡大検討	1,000	1,500	△500	(農)
自然公園管理事業	62,822	60,962	1,860	(農)
自然公園整備事業	147,947	154,734	△6,787	(農)
周辺山系保全利用事業	314,962	416,065	△101,103	(農)

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
府民の森利用促進事業	657,870	1,043,714	△385,844	(農)
府民の森管理事業	308,332	305,502	2,830	(農)
オアシス構想推進事業	904,570	1,217,070	△312,500	(農)
地域総合オアシス整備事業	257,400	151,400	106,000	(農)
いきいき水路モデル事業	290,545	273,000	17,545	(農)
内水面振興対策事業	3,500	3,500	0	(農)
渚の生態的機能定量化に関する調査研究	5,000	5,441	△441	(農)
府立花の文化園管理運営費	415,465	420,593	△5,128	(農)
花トピア・大阪推進事業	16,153	22,099	△5,946	(農)
環境緑化推進事業	127,224	117,661	9,563	(農)
みどりの基金(市街地緑化普及啓発)	325,258	417,258	△92,000	(農)
緑化センター管理運営	98,104	86,437	11,667	(農)
港湾環境整備費(港湾緑地の創造)	290,000	394,000	△104,000	(土)
河川愛護月間広報・イベント等	13,505	13,896	△391	(土)
海岸環境整備	894,036	1,800,819	△906,783	(土)
砂防環境整備	566,000	565,000	1,000	(土)
環境保全型農業推進事業費	17,112	14,575	2,537	(農)
府民ふるさとむら推進事業	3,100	3,100	0	(農)
希少野生動植物保護に関する調査	14,075	0	14,075	(農)
ビオトープ整備マニュアル作成	2,000	0	2,000	(農)
「赤とんぼ計画」関連事業実施計画調査費	4,720	3,240	1,480	(農)
なぎさ保全創造事業	200,000	200,000	0	(農)
小計	8,092,837	9,991,923	△1,899,086	

4. 都市環境の保全及び創造に関する施策

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
緑道整備費	8,000	8,000	0	(土)
府道緑化推進費	1,544,302	1,579,780	△35,478	(土)
共同溝・キャブシステム整備費	520,000	720,000	△200,000	(土)
広告物指導調査費	21,937	22,201	△264	(土)
府営公園整備費	8,447,585	12,801,480	△4,353,895	(土)
市町村公園整備費等	243,100	341,300	△98,200	(土)
大規模自転車道整備費	250,000	50,000	200,000	(土)
歴史のみち・歴史をめぐる遊歩道整備費	60,000	50,000	10,000	(土)
狭山ダム資料館建設事業費	171,000	40,000	131,000	(土)
国営淀川河川公園整備負担金	307,737	307,737	0	(土)
河川環境整備費(河川浄化関係除く)	1,923,465	2,824,695	△901,230	(土)
河川環境整備費(APEC関連整備)	124,000	0	124,000	(土)
大阪リバーフロント整備	60,000	30,000	30,000	(土)
まちづくり推進事業費	2,000	2,000	0	1,000(土) 1,000(建)
美しい景観づくり推進事業費	7,466	10,882	△3,416	(建)
大阪都市景観建築賞(大阪まちなみ賞)	1,500	1,500	0	(建)
建築協定制度の活用	1,280	1,190	90	(建)
既存府営住宅の景観改善	45,026	106,383	△61,357	(建)
ポケットパーク整備事業	9,579	10,300	△721	(建)
大阪施設緑化賞(みどりの景観賞)	3,000	3,000	0	(建)
府営住宅の緑化	630,716	425,349	205,367	(建)

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
学園の森整備費	10,000	20,000	△10,000	(教委)
文化財保存指導費	1,184	1,312	△128	(教委)
文化財資料等整備費	4,402	4,570	△168	(教委)
有形文化財無形文化財等総合調査費	2,938	1,513	1,425	(教委)
指定文化財等管理費	8,152	8,152	0	(教委)
府有史跡等管理費	3,343	3,406	△63	(教委)
銃砲刀剣審査登録費	926	875	51	(教委)
大阪府立弥生文化博物館管理運営費	269,267	265,095	4,172	(教委)
大阪府立近つ飛鳥博物館管理運営費	315,106	308,463	6,643	(教委)
近つ飛鳥風土記の丘管理費	16,735	17,064	△329	(教委)
泉北考古資料館等運営費	10,149	10,057	92	(教委)
文化財保護啓発費	1,396	1,665	△269	(教委)
発掘調査出土遺物整理費	7,508	7,508	0	(教委)
埋蔵文化財緊急調査費	62,490	50,040	12,450	(教委)
池上曾根遺跡環境整備促進費	5,000	5,000	0	(教委)
指定文化財保存事業費	280,699	307,275	△26,576	(教委)
文化財調査事務所建設事業費	111,000	128,575	△17,575	(教委)
小計	15,491,988	20,476,367	△4,984,379	

5. 地球環境の保全に資する施策

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
地球環境保全行動指針推進費	2,900	1,000	1,900	(環)
地球温暖化防止対策検討調査事業費	7,649	20,600	△12,951	(環)
地球環境モニタリング推進事業費	1,762	1,762	0	(環)
オゾン層保護対策推進事業費	1,269	3,000	△1,731	(環)
技術アドバイザー派遣事業費	16,265	14,668	1,597	特定フロン等技術アドバイザー派遣 (商)
特定フロン等対策整備事業	200,000	200,000	0	(建)
大気汚染防止実施計画推進費	435	435	0	酸性雨問題連絡会運営費 (環)
酸性雨・酸性霧に関する調査研究費	2,110	2,107	3	(環)
環境と共生するまちづくりモデル事業	66,906	4,434	62,472	(建)
国連環境計画(UNEP)国際環境技術センター支援推進費	40,162	40,050	112	(環)
環境保全国際交流事業費	2,518	900	1,618	(環)
日中環境保全交流事業費	3,194	903	2,291	(環)
地球環境問題研究調整事業費	2,500	2,500	0	(環)
(財)地球環境産業技術研究機構事業推進費	22,440	22,564	△124	(環)
地球環境関西フォーラム参画事業費	300	0	300	(環)
国際エメックスセンター設立助成事業費	30,000	0	30,000	(環)
小計	400,410	314,923	85,487	

(特別会計)

2.2 廃棄物対策

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
水道残渣有効利用プラント運転委託費	6,800	10,400	△3,600	(水)
小計	6,800	10,400	△3,600	

2.4 水質保全対策

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
浄水場排水処理事業及び施設管理費	1,992,659	2,136,792	△144,133	(水)
小計	1,992,659	2,136,792	△144,133	

2.5 地盤環境保全対策

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
地盤沈下対策事業費	6,250,518	5,450,572	799,946	工業用水道会計 (水)
小計	6,250,518	5,450,572	799,946	

2.7 公害防止に係る助成と管理者制度

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
市町村施設整備資金貸付金	1,000,000	1,600,000	△600,000	(総)
中小企業設備近代化資金貸付金 (公害防止)	85,000	85,000	0	(商)
中小企業設備貸与事業費(公害防止)	10,000	10,000	0	(商)
小計	1,095,000	1,695,000	△600,000	

3. 自然環境の保全及び創造に関する施策

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
二色の浜環境整備事業費	1,985,556	2,858,885	△873,329	(企業)
小計	1,985,556	2,858,885	△873,329	

4. 都市環境の保全及び創造に関する施策

(単位：千円)

事業名	平成7年度	平成6年度	増減	摘要
南大阪湾岸整備事業費	30,667,124	28,025,750	2,641,374	(企業)
小計	30,667,124	28,025,750	2,641,374	

(備考)

1. 増減欄の△の数字は負数を示す。

2. 摘要欄()内は担当部局を示す。

(総).....総務部	(企画).....企画調整部	(生).....生活文化部	(環).....環境保健部
(商).....商工部	(農).....農林水産部	(土).....土木部	(建).....建築部
(企業).....企業局	(水).....水道部	(教委).....教育委員会	(公安).....公安委員会